※２　評価項目（中項目）「施工計画書に記載する配慮事項」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。
・設計図書に示す施工をする上で、配慮すべき事項として着眼点が適切かつ具体的に記載されているかを評価する。
・提案数は、最大２提案までとする。
・２提案のうち１提案に記載できる提案内容は、２行以内、１行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。２行を超える技術提案又は１行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。
・２提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
※３　無償修理保証の内容は、保証対象外となる下記の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用とする。ただし、故障や損傷の際に、道路交通の安全確保のため中日本高速道路株式会社が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用を除く。
・使用上の誤り並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。
・他の機器に起因して受けた故障や損傷。
・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷。
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。
・各部の通常の使用による汚れ。
※４　保守部品の供給保証期間の提案は、標準仕様書の規定に基づいた期間について、受渡日からの期間とする。

⑶　技術評価点の付与方法
【評価項目（中項目）】
機器等の維持管理性向上に資する提案
項目別配点：優40.00点、良上30.00点、良20.00点、良下10.00点、可0.00点
総合評価点算出用（配点×0.2）：優8.00点、良上6.00点、良4.00点、良下2.00点、可0.00点
施工計画書に記載する配慮事項
項目別配点：優40.00点、良上30.00点、良20.00点、良下10.00点、可0.00点
総合評価点算出用（配点×0.2）：優8.00点、良上6.00点、良4.00点、良下2.00点、可0.00点
保証条件等
項目別配点：標準案に対して、最高の評価数値を提案した者を20.00点、標準値を0.00点とし、その他の提案については、提案値に応じ按分した点数（小数第３位を四捨五入し小数第２位とする。）を付与する。
総合評価点算出用（配点×0.2）：最高4.00点～標準0.00点

⑷　落札者となるべき者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者となるべき者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
((Ｐ／Ｌ×100)－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)　(0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ)
100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）　（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、
Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格
【注：契約制限価格を超える者は対象としない】
Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格がすべて調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑸　上記⑷において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

⑹　総合評価提案の履行に関する事項
①　保証条件等について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意による契約不適合」として、その補修又は損害賠償を請求する。
②　その他の評価項目について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑺　本工事の総合評価提案資料の提出にあたって、標準案の内容に対し提案した方法で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。提案した方法が不採用となった場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

⑻　総合評価提案の採否　総合評価提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、提案した方法による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は提案した方法による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２―18―19　三井住友銀行名古屋ビル12階　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約課　電話052―222―1448

⑵　入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法　入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「入札説明書等」という。）を交付する。
①　交付期間：入札公告日から令和２年11月26日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前８時30分から午後８時まで。
②　交付場所：当社ホームページに掲載の入札情報公開システムによる。
③　交付方法：入札情報公開システムにデータをアップロードして交付する。
（URL：https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006200600）
なお、データのダウンロードにはパスワードが必要となり、パスワードは電子入札システムの個々の調達案件概要（備考欄）に掲載する。
また、電子入札システムを導入していない入札参加者に対してもパスワードを通知するので、データのダウンロードを希望する場合は担当部局まで問い合わせること。
入札公告及び入札説明書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札情報公開システムに掲載する。

⑶　申請書等の提出期間及び提出方法等　入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が入札日の１年７月前の日以後のものに限る。）、技術資料、総合評価提案資料、競争参加資格確認申請書及び参加希望者が特定建設工事共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価提案資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。
①　提出期間：入札公告日から令和２年８月31日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出方法：電子入札システムにより提出すること。（詳細は入札説明書による。）ただし、契約責任者へ郵送による紙入札方式の届出を行った場合は、上記①の期間に上記⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお郵送方法は、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」８－３による。